松阪の木利用促進協定書

松阪市（以下「甲」という。）と　　　　　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）は、松阪の木の安定需給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　甲及び乙は、松阪の木の継続的な安定需給に向け、松阪市木造住宅建築促進事業補助金に連携して取り組み、利用拡大を図るものとする。

（定義）

第２条　松阪の木とは、市内の原木市場、共販所又は森林所有者から調達した原木を、市内製材工場で製材及び加工した木材製品のことをいう。ただし、集成材は含まない。

　　２　松阪市木造住宅建築促進事業とは、甲が松阪市木造住宅建築促進事業補助金要綱（以下「補助金要綱」という。）で定める事業のことをいう。

（乙の責務）

第３条　乙は、建築する住宅の部材について、松阪の木を採用するよう努めること。

２ 乙は、補助金要綱を遵守し、松阪の木の需要拡大に努めること。

（協定期間）

第４条 この協定の有効期間は、締結日から補助金要綱に基づく事業が完了するまでとする。

（解約）

第５条　甲は、この協定の内容を適切に履行していない場合は、乙に速やかに通知し、適切な履行を促さなければならない。

２　前項の通知によってもなおこの協定の内容が適切に履行されない場合は、甲は、乙に対し、この協定を解約することができる。

（その他）

第６条　この協定について、疑義の生じた事項及び協定に定めのない事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

令和　　年　　月　　日

甲 　三重県松阪市殿町1340番地1

松阪市

松阪市長　　竹　上　真　人　 印

乙

　　　　　　　　　　　　　　　印